

見 積 要 項 書

- 1 工事名称 : 令和 8 年度 市営住宅大萱団地 1 ～ 8 号、1 3 ～ 2 4 号除却工事
- 2 発 注 者 : 伊那市下新田 3050 番地 伊那市長 吉田 浩之
- 3 工事場所 : 伊那市西箕輪 7200 番地 33
- 4 工事期間 : 着手日より令和 9 年 3 月 2 6 日まで
(1) 発注者指定型週休 2 日制工事（通期）とする。
※週休 2 日工事実施要領を基本とし、詳細については別途、協議するものとする。
(2) 現場施工期間は 4 か月程度を想定している。
- 5 敷地概要 : 都市計画区域／内
用 途 地 域 ／指定なし
防 火 地 域 ／指定なし
景観計画区域／西箕輪景観形成重点地区
そ の 他 ／—
- 6 工事内容 : 市営住宅大萱団地（1 ～ 8 号、1 3 ～ 2 4 号）に係る建屋、基礎、設備、外構工作物及び植栽、残存物等の解体撤去、運搬、処分、及び整地
(1) コンクリートブロック造（小屋組のみ木造） 平屋建て床面積 約 126 m² × 5 棟の解体
(2) 建屋周辺の樹木、植栽の伐採、除根
(3) 埋設給排水管、雑排処理浄化槽及び便槽等の撤去
(4) 屋内外残存物の撤去及び跡地の整地
※アスベスト含有試験は別途調査済。ただし、受注者の法定事前調査義務を免除するものではない。
- 7 見積範囲 : 設計図書及び仕様書による工事、並びに見積留意事項、質疑応答書明記事項の範囲
※工事現場において作業等が行われていない期間の現場代理人の常駐等対応について別途協議とする。
(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
(2) 工事を全面的に一時中止している期間
(3) 工場製作のみが行われている期間
- 8 工事請負契約の方法 : 伊那市建設工事標準請負契約約款による。
- 9 保 険
(1) 引き渡しまでは受注者は工事目的物、工事材料等について火災保険等を掛けること。
(2) 加入期間は原則として工事着手時とし、その終期は工事完成後 14 日以上とすること。また、工事期間中は受注者の責任において労災保険に加入すること。
(双方請負者負担)

- (3) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。受注者は保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提示するものとする。

10 見積留意事項

- (1) 本工事は図面及び仕様書に基づき入念な施工を実施するものとする。
- (2) 設計図書等の優先順位は以下とする。 1. 現場説明書および見積要項書（質疑回答書含む） 2. 特記仕様書 3. 設計図及び内訳書項目 4. ~~公共建築改修工事標準仕様書（（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編、各標準仕様書最新版及び同施工監理指針）、建築物解体工事共通仕様書~~以上の順位とする。
- (3) 工事契約書及び上記仕様書等によるほか、工事関係提出書類は伊那市の定める様式による。指定がないものは、長野県の営繕工事関係書類及び手引きの最新版を参考とし、提出又は提示の区分、媒体及び部数は監督職員との協議による。
- (4) 工事用用水、動力、光熱費等は受注者の負担とする。また、各料金の本受け後から引渡日までの使用料は受注者の負担とする。
- (5) 敷地内障害物、設計図書と現地の不一致その他予見できない施工条件を確認したときは、直ちに監督職員へ通知し、その確認及び指示を受けること。発注者の指示による追加又は変更は、契約約款に基づき設計変更の対象とする。
- (6) 工事用資材搬入路は指示の経路からとし、破損等に注意し万一損傷を与えた場合は速やかに原形復旧すること。
- (7) 発生材の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設副産物適正処理推進要綱」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」等に従い、場外搬出のうえ元請負者（排出事業者）の責任において適正に処分すること。
- (8) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
- (9) 竣工時は廃棄物ごとの処理数量を一覧表として集計し、処理状況写真、マニフェストその他必要な資料を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督職員に提出すること。電子マニフェストを使用した場合は、その記録を確認できる資料によること。必要な記録が工期内に整わない場合は監督職員と協議すること。
- (10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象建設工事となる場合、受注者は契約締結前に同法第12条第1項の説明を行い、工事完了後に第18条の報告を行うこと。また、同法第11条の通知に必要な資料作成等に協力すること。
- (11) 解体、改修、補修及び撤去等の作業前に、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づく石綿含有建材の事前調査を行うこと。建築物の事前調査は法令上の資格を有する者に行わせ、調査結果を発注者へ書面で説明・報告し、記録を3年間保存するとともに、作業場所に掲示すること。

ア 報告対象 解体部分の床面積 80 m²以上の建築物の解体工事、請負金額が

税込 100 万円以上の建築物の改修工事その他法令に定める工事

イ 報告方法 「石綿事前調査結果報告システム」により労働基準監督署及び都道府県等へ報告する。

- (12) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」等に基づき、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を施工前に作成して現場に掲示し、発注者へ提出するとともに、工事完了後に実施状況を記録・保存すること。

ア 対象工事 法令に規定する一定規模以上の工事

イ 作成方法 発注者が指定する様式又は「コブリス・プラス」による。

- (13) 工事請負代金額が 500 万円以上の工事については、工事实績情報システム（CORINS）の登録をすること。登録に当たっては、あらかじめ監督員の確認を受け、次に示す期間内に登録手続きを行うとともに、登録を証明する資料を監督員に提出すること。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

ア 工事受注時 契約締結後 10 日以内

イ 登録内容の変更時 変更契約締結後 10 日以内（工事請負代金額の変更は登録不要）

ウ 工事完成時 工事完成後 10 日以内

- (14) 工期中は工事内容を工事現場の見やすい場所に明示し、施工にあたっては「建設工事公衆災害防止対策要綱」により近隣住民及び通行人など第三者に対する安全確保に万全を期すこと。また、工事に伴う振動、騒音、埃等による周囲環境等への影響を最小限に抑えるよう低騒音型、排出ガス対策型の重機の使用などに留意すること。

- (15) 暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は被害届を速やかに警察に提出すること。

- (16) 工事着手前に安全計画及び仮設計画を作成し、工事監理者及び監督員に提出して確認を受けること。

- (17) 施工中は監督員との連絡や打ち合わせを密に行うこと。

- (18) 契約後の建設に関する一切の手続き、関係官公署への必要な届け出及び連絡は速やかに受注者において行うこと。（費用は受注者負担）

- (19) 設計図に詳細が示されていない場合でも、安全上、施工上及び納まり上当然必要となる部分の施工は受注者の負担で入念に完成させること。

- (20) 施工上の変更は、設計図書及び契約約款に基づき、監督職員の書面による指示又は受発注者間の協議を経て行うこと。

- (21) (21) 工期内での竣工を遵守すること。設計図書で受注者の範囲とされた関係官公署の検査及び各種試験を完了すること。受注者の責めによらない事由により工程へ影響が生じるときは、速やかに監督職員へ通知し、工期等を協議すること。

- (22) 現場代理人は契約約款及び伊那市の取扱いに基づき配置すること。主任技術者又は監理技術者は建設業法に基づき適正に配置し、専任を要する工事では専任と

する。ただし、法令上の専任特例、監理技術者補佐制度、営業所技術者等との兼務その他の制度を適用する場合は、要件を満たす資料を事前に提出し、発注者の確認を受けること。

- (23) 工事着手前に総合工程表を作成し、工事監理者及び監督職員に提出して確認を受けること。
- (24) 工事着手前に総合施工計画書を作成し、工事監理者及び監督職員に提出して確認を受けること。
- (25) 工程会議は随時または定期的に開催し連絡調整をはかること。
- (26) 工事内訳書記載数量は参考数量である。
- (27) 部分解体及び撤去等に際しては既存構造体を損傷することのないよう、特に注意すること。
- (28) 工事に際しては、近隣工作物、地盤及び周辺道路等を損傷することのないよう特に注意すること。また、工事完了後に損傷等確認できるように、工事着手前の調査、確認を入念に行うこと。
- (29) 下請契約締結後、施工体系図及び施工体制台帳の写しを監督員に提出すること。
- (30) 次の業種についても建設業の請負工事同等に扱い記載すること。
 - ア 交通整理員、ガードマン
 - イ 特別産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者等
 - ウ ダンプ運転手
 - エ 1日で完了する請負契約、小額な作業・雑工・労務のみの単価請負契約。
 - オ クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行うもの。
 - カ クレーン等業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合。
 - キ 他の会社から応援車を借上げて請負契約を締結した場合（臨時雇用関係である場合を除く）。
- (31) 受注者は下請金額に関らず全ての工事について建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けること。また、「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。なお、受注者が契約する前項目ア～キの業種についても「施工体制台帳」及び「施工体系図」に記載すること。
- (32) 工事現場においては労働災害及び公衆災害の防止に努めるとともに、全作業員を対象に必要な安全教育、研修及び訓練を行い、記録を整理し提出すること。熱中症のおそれがある作業では、労働安全衛生規則に基づき、報告体制、重篤化防止の手順及び関係作業員への周知をあらかじめ行うこと。
- (33) 足場施工に関しては労働安全衛生関係法令を遵守するとともに、「手すり先行工法等に関するガイドライン」等に基づき実施し、点検者をあらかじめ指名して点検記録を保存するなど、墜落等の労働災害の防止に努めること。
- (34) 工事車両に係る次の事項について施工計画書に記載し、施工時においても遵守すること。

- ア 積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。
 - イ 過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。
 - ウ 資機材等の運搬にはさし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車両及び不表示車等を使用しないこと。また、同車両からの資機材等の引き渡しを受けないこと。
 - エ 下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車両を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
 - オ 飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
 - カ 土砂等の運搬に関する事業者の選定に当っては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第 12 条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。
- (35) 建設業退職金制度について
- ア 建設業者は自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - イ 受注者が下請契約を締結する際は下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること。または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
 - ウ 請負代金の額が 800 万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、受注者は建退共の発注者用掛金収納書を工事契約締結後 1 ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、建退共対象労働者を使用しない場合は理由書を提出すること。
- (36) 下請契約を締結する際は、市内業者とするよう努めること。
- (37) 工事用資材の調達に当たっては市内本店の取扱い業者から購入するよう努めること。また、グリーン購入推進に努めること。
- (38) 使用機械は低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
- (39) レディーミクストコンクリートは、JIS Q 1001 及び JIS A 5308 に適合する JIS マーク表示認証工場で、品質管理が適切に行われている工場から選定すること。工場の選定及び配合は、適用する標準仕様書及び特記仕様書による。
- (40) 夜間、早朝の稼働を避けること。
- (41) 汚水、汚濁、土砂の流出防止に努めること。
- (42) 受注者が作成する施工図、完成図その他の成果物について、発注者は本工事の施工、維持管理、改修、広報その他公共施設の管理運営に必要な範囲で、複製、改変及び第三者への提供を行うことができるものとする。著作権の帰属及び利用許諾の詳細は契約約款及び特記仕様書による。
- (43) 設計図 CAD データについては貸与することができる場合がある。なお、貸与し

た CAD データは本工事の履行に必要な施工図等及び竣工図作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

~~(44) 竣工書類等の収納ケースを用意すること、仕様は監督員に確認すること。~~

(45) 受注者は、竣工写真の撮影を専門業者へ委託する場合、次の条件を確保すること。

(専門業者へ委託する場合)

ア 竣工写真は、市が行う事務、施設管理並びに市及び市が認めた公的機関の広報に無償で利用できるものとする。この場合、著作者名を表示しないことができるものとする。

イ 受注者又は撮影者が完成写真を公表し、第三者に閲覧、複写又は譲渡させる場合は、個人情報、施設の安全管理及び著作権等に配慮し、あらかじめ工事発注者の承諾を得ること。

(46) 特記仕様書、設計図、及び施工協議等により、再生加熱アスファルト混合物の利用に努めること。なお、再生加熱アスファルト混合物については、長野県（平成 31 年 4 月 1 日適用）「溶融スラグの利用基準」に基づく溶融スラグ（上伊那クリーンセンター製造）を利用した再生建設資材（再生加熱アスファルト混合物、下層路盤材等）の使用に努めること。

~~(47) 設計図書で上伊那圏域産材等を指定する木材は、指定された認証・証明要件を満たすものとする。指定がない場合も、品質、合法性及び供給条件を確認したうえで、「伊那市地域材認証製品」その他の地域材の採用に努めること。~~